

岩手県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定を受けた施術者の開設する施術所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年8月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所				変更年月日
	名 称		所在地		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
谷村 朋哉	たにむら鍼灸整骨院	合同会社G r o w t h きたかみ鍼灸整骨院	北上市九年橋一丁目9番10号	北上市九年橋一丁目6番10号	令和3年7月1日